

公開政策討論会条例の概要

1 公開政策討論会の目的

まちづくりの担い手である市民の市政参加の機会及び市民の知る権利を保障する手法として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催することにより、まちづくりの課題及びその解決策に関する市民の意識の向上を図り、もって市民が主役のまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 公開政策討論会の開催

公開政策討論会は、選挙の告示の日の前日までに開催するものとする。また、任期満了、辞職及び死亡のいずれの場合でも開催するものとする。

また、立候補予定者が一人の場合でも公開政策討論会を開催するものとする。

3 基本原則

参加する立候補予定者のまちづくりに関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深め、選挙への市民の関心を高めることを目的として行う。

立候補予定者は、公開政策討論会の趣旨を理解し、これに参加するものとする。この場合において、参加の申出は、立候補予定者の意思に基づくものとし、不当に義務を課するものであってはならない。

公開政策討論会の開催に必要な手続及び議事運営は、公平かつ公正に行われることを基本とし、市民の視点で分かりやすい内容及び方法で行われるものとする。

4 公開政策討論会の開催日等の決定

公開政策討論会を開催するときは、市民自治会議の意見を聴いて、開催日、開催場所その他開催に必要な事項を決定する。

5 公開政策討論会の参加の申出

立候補予定者は、公開政策討論会の開催日の45日前までに申出書、公開政策討論会の議題及び、陣営から運営に参加する人の推薦書を提出するものとする。

なお、公開政策討論会への参加は、公開政策討論会開催の7日前までに申出書を提出することにより参加することができる。その場合は、申出書のみで、公開政策討論会の議題及び、陣営から運営に参加する人の推薦書は提出することができないものとする。

6 公開政策討論会の開催日時、場所及び議題の決定及び公表

立候補予定者から申出書の提出があったときは、開催日時、開催場所及び議題を決定し、直ちにこれを公表する。

また、期日までに提出がなかったときは、公開政策討論会の開催の中止を決定し、直ちにこれを公表する。これらの公表は、インターネットの利用その他の適切な方法で行う。

7 市政に関する情報の提供

市の機関は、公開政策討論会の開催に当たって、公開政策討論会に参加する立候補予定者からの市政に関する情報の提供を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

また、情報の提供は、公開政策討論会に参加する全ての立候補予定者に対して行うものとする。

8 公開政策討論会の公平性及び公正性の確保

市長は、自らが立候補予定者として公開政策討論会に参加することができる権利を有することを鑑み、公開政策討論会を開催するに当たっては、市民の協力の下、手続及び議事運営が公平かつ公正に行われるように配慮しなければならない。